

検査機関

指定確認検査機関

検査機関は、行政に代わって建築物の確認や検査を行っています。

建築物を建てるにはその計画が、規模や用途に応じて建築基準法など関連法規を遵守しているか確認をしてもらう必要があります。

必要な書類や図面を提出し、確認済証をもらわなければ工事を開始することができません。



また、工事が完了したら、検査をして、検査済証をもらわなければ、完成した建築物を使用することができません。その確認や検査を行政に代わって行うのが、指定確認検査機関です。建築基準法に基づき、建築確認における確認審査・工事検査などを行う機関として国土交通大臣、地方整備局又は都道府県知事から指定された民間企業であり、全国で100社以上あります。

主な業務

多くの検査機関は、審査部と検査部に分かれ業務を行っています。審査部では確認申請のための事前相談から審査、補正指示、確認済証の交付などを行い、検査部では中間検査や完了検査の申請受付、検査、検査済証の発行などを行っています。確認審査、検査の他に、住宅の性能評価や長期優良住宅の認定基準確認など評価業務もを行っています。